



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 生活保護法による介護扶助のための介護を担当させる指定介護機関の所在地の変更の届出（福祉政策課） 1
- 生活保護法による介護扶助のための介護を担当させる指定介護機関の事業の休止の届出（福祉政策課） 2
- 生活保護法による介護扶助のための居宅介護を担当させる機関の指定（福祉政策課） 2
- 生活保護法による介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関の指定（福祉政策課） 3
- 生活保護法による介護扶助のための介護予防を担当させる機関の指定（福祉政策課） 3
- 土地改良区の解散（村づくり計画課） 4
- 漁業災害補償法に基づく規約の設定についての同意成立の認定（水産課） 4
- 漁船損害等補償法施行令に基づく付保義務の同意を求めるための事前届出（水産課） 4

公 告

- 特定調達契約に係る落札者の決定（防災危機管理課） 4
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請・2件（県民生活課） 5
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請・4件（県民生活課） 5

公安委員会事項

- 警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定の実施 6

告 示

沖縄県告示第533号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり所在地を変更した旨の届出があった。

平成26年10月17日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

1 訪問介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日
訪問介護ようき	南城市佐敷津波古1354番地1	南城市佐敷津波古400番地42	南城市佐敷津波古1354番地1	平成26年6月1日
訪問介護はっぴー	南風原町字照屋299番地1 桃テラス102号	南風原町字宮平625番地7 コーポ仲座Ⅱ103号	南風原町字照屋299番地1 桃テラス102号	平成26年8月1日

2 通所介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日
デイサービスはいさい	南城市佐敷津波古1354番地1	南城市佐敷津波古399番地	南城市佐敷津波古1354番地1	平成26年5月1日

3 居宅介護支援

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日
居宅介護支援ようき	南城市佐敷津波古1354番地1	南城市佐敷津波古400番地42	南城市佐敷津波古1354番地1	平成26年6月1日
居宅介護支援はっぴー	南風原町字照屋299番地1 桃テラス102号	南風原町字宮平625番地7 コーポ仲座Ⅱ103号	南風原町字照屋299番地1 桃テラス102号	平成26年8月1日

4 介護予防訪問介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日
訪問介護ようき	南城市佐敷津波古1354番地1	南城市佐敷津波古400番地42	南城市佐敷津波古1354番地1	平成26年6月1日
訪問介護はっぴー	南風原町字照屋299番地1 桃テラス102号	南風原町字宮平625番地7 コーポ仲座Ⅱ103号	南風原町字照屋299番地1 桃テラス102号	平成26年8月1日

5 介護予防通所介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日
デイサービスはいさい	南城市佐敷津波古1354番地1	南城市佐敷津波古399番地	南城市佐敷津波古1354番地1	平成26年5月1日

沖縄県告示第534号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり事業を休止した旨の届出があった。

平成26年10月17日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

1 認知症対応型共同生活介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	休止年月日
デイサービスかびら	石垣市字川平559番地1	平成26年8月1日

2 介護予防認知症対応型共同生活介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	休止年月日
デイサービスかびら	石垣市字川平559番地1	平成26年8月1日

沖縄県告示第535号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成26年10月17日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

1 訪問看護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
医療法人おくまクリニック	金武町字金武4790番地1	平成26年6月1日
信山会訪問看護ステーション南城つはこ	南城市佐敷津波古432番地	平成26年8月1日
訪問看護ステーションサンライズ	宮古島市平良字下里1541番地2 サンヒル	平成26年8月6日

	ズオオヤマⅡ101号	
--	------------	--

2 訪問リハビリテーション

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
医療法人おくまクリニック	金武町字金武4790番地1	平成26年6月1日

3 居宅療養管理指導

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
医療法人おくまクリニック	金武町字金武4790番地1	平成26年6月1日

4 通所介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
ハートフルケアーまごころ	浦添市字沢岬1422番地1 ウィングヒル101	平成26年8月1日

沖縄県告示第536号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成26年10月17日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

居宅介護支援

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
ケアプランたんぼぼ	読谷村字古堅587番地	平成26年8月1日

沖縄県告示第537号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成26年10月17日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

1 介護予防訪問看護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
医療法人おくまクリニック	金武町字金武4790番地1	平成26年6月1日
信山会訪問看護ステーション南城つはこ	南城市佐敷津波古432番地	平成26年8月1日
訪問看護ステーションサンライズ	宮古島市平良字下里1541番地2 サンヒルズオオヤマⅡ101号	平成26年8月6日

2 介護予防訪問リハビリテーション

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
医療法人おくまクリニック	金武町字金武4790番地1	平成26年6月1日

3 介護予防居宅療養管理指導

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
医療法人おくまクリニック	金武町字金武4790番地1	平成26年6月1日

4 介護予防通所介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
ハートフルケアーまごころ	浦添市字沢岬1422番地1 ウィングヒル101	平成26年8月1日

沖縄県告示第538号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第1項第1号の規定により、次のとおり土地改良区が解散した。

平成26年10月17日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 土地改良区の名称 東村高江土地改良区
- 2 解散認可年月日 平成26年10月6日

沖縄県告示第539号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）に基づく規約の設定について同意があった旨の届出が次のとおりあり、同法第108条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により、当該同意が同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認める。

平成26年10月17日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

加入区の名称	漁業の区分	届出人の住所及び氏名
与那原加入区	主としてソデイカ旗流し漁業（総トン数20トン未満の漁船を使用して行う主としてソデイカ旗流し漁業）	与那原町字与那原723番地1 仲村渠常治 西原町字嘉手苧108番地3 真栄田義夫

沖縄県告示第540号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）に基づく普通損害保険に付すべき義務の同意を求めるための事前届出があった。

なお、当該届出に係る指定漁船調書を平成26年10月17日から同月31日まで粟国村漁業組合事務所において縦覧に供する。

平成26年10月17日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 発起人の住所及び氏名 粟国村字東698番地 上江洲盛市、粟国村字西375番地 新里勝彦
- 2 加入区 粟国加入区

公 告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成26年10月17日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 水槽付消防ポンプ自動車（2,000リットル級） 1台
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県消防学校 中城村字北上原910番地
- 3 落札者を決定した日 平成26年8月14日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社オカノ 那覇市安謝1丁目23番8号
- 5 落札金額 38,016,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 平成26年7月18日

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県子ども生活福祉部県民生活課において、平成26年12月2日まで縦覧に供する。
平成26年10月17日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 申請のあった年月日 平成26年10月3日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人来間島大学まなびやー
- 3 代表者の氏名 来間得良
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県宮古島市下地字来間187番地1
- 5 定款に記載された目的 この法人は、来間島住民及び広く一般市民・観光客を対象として、「来間島大学まなびやー」と称する講座の開催やイベントを行い、伝承文化や知恵、技の継承のための伝承文化継承事業や、地域福祉の充実を図るための社会福祉事業、Uターン・Iターン者の定住支援のための移住支援事業などを行い、学びと交流により来間島を活性化させ、お年寄りも子どもたちも共に島の未来を築き、生き生きと暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県子ども生活福祉部県民生活課において、平成26年12月5日まで縦覧に供する。
平成26年10月17日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 申請のあった年月日 平成26年10月6日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 r a c o
- 3 代表者の氏名 岡田有美子、阪田清子、町田恵美及び宮城潤
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県那覇市壺屋1丁目4番4号
- 5 定款に記載された目的 この法人は、沖縄県内外において、沖縄の芸術・文化に関わるリサーチを行うとともに、それらを担う継承者の育成及び新たな文化の創造に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県子ども生活福祉部県民生活課において、平成26年12月5日まで縦覧に供する。
平成26年10月17日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 申請のあった年月日 平成26年10月6日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 s e e d
- 3 代表者の氏名 砂川潤一郎
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県宮古島市平良字下里108番地の18オアシティーリポート1F
- 5 定款に記載された目的 この法人は、健康維持・増進を目的とする全ての個人及び団体に対して、体操教室や生活に必要な情報提供等を行い、心身共に健康な生活ができるような活動を実施し、地域と社会の福祉の増進を図り、広く公益に寄与することを目的とする。また、世代間交流やボランティア活動等を通し、子どもの健全育成を図る活動を目的とする。更に、これらの活動を行うための人材育成を行う。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県子ども生活福祉部県民生活課において、平成26年12月7日まで縦覧に供する。
平成26年10月17日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 申請のあった年月日 平成26年10月8日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人NDA
- 3 代表者の氏名 中本正泰
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県名護市字豊原224番地3
- 5 定款に記載された目的 この法人は、沖縄県北部地域に在住する人々に対し、名護市の国際情報通信・金融特区構想に基づく国内外の情報通信・金融関連企業の誘致・集積等の活動により、地域の経済活動を活性化し、職業能力の開発ならびに雇用機会の拡充を支援するなど、北部地域の経済振興さらには沖縄県、わが国の経済活性化に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県子ども生活福祉部県民生活課において、平成26年12月7日まで縦覧に供する。

平成26年10月17日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 申請のあった年月日 平成26年10月8日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人沖縄市障がい者福祉協会
- 3 代表者の氏名 平田聖人
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県沖縄市住吉一丁目14番29号沖縄市社会福祉センター内
- 5 定款に記載された目的 この法人は、障がいの者の生活の向上に関する事業を行い、当事者相互の親睦をはかるとともに障がいの有無にかかわらず全ての人にとって住み良いまちづくりに寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県子ども生活福祉部県民生活課において、平成26年12月7日まで縦覧に供する。

平成26年10月17日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 申請のあった年月日 平成26年10月8日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人思春期青年期心理サポートセンター・ほのぼのすぺーす
- 3 代表者の氏名 我喜屋百恵
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県宜野湾市嘉数四丁目25番9-601号ビレッジSADAⅡ
- 5 定款に記載された目的 この法人は、不登校やひきこもり等の問題を抱える思春期青年期の青少年自身およびその家族に対して、臨床心理学的見地から個別あるいは集団への援助を中心とし、臨床心理士のみでなく、元教員や保育士、学生スタッフ等が連携し、それぞれの専門性を生かした包括的援助に関する事業を行い、不登校やひきこもり等の問題の軽減や解消に寄与することを目的とする。

公安委員会事項

沖縄県公安委員会告示第115号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定（以下「検定」という。）を次のとおり実施する。

平成26年10月17日

沖縄県公安委員会

- 1 検定の種別、級、実施期日、場所等

種別	級	定員	実施期日	場所

空港保安警備業務	1 級	10人	平成27年1月23日（金曜日） 午前10時から午後6時まで	那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県警察本部8階802及び803会議室
	2 級	10人		

2 検定の方法 学科試験及び実技試験により行うものとする。検定においては、学科試験を実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

3 試験科目

(1) 1級の検定に係る科目

ア 学科試験科目

- (ア) 警備業務に関する基本的な事項
- (イ) 法令に関すること。
- (ウ) 乗客等の接遇に関すること。
- (エ) 手荷物その他の航空機に持ち込まれる物件の検査（以下「手荷物等検査」という。）に関すること。
- (オ) 空港に関すること。
- (カ) 空港保安警備業務の管理に関すること。
- (キ) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験科目

- (ア) 乗客等の接遇に関すること。
- (イ) 手荷物等検査に関すること。
- (ウ) 空港保安警備業務の管理に関すること。
- (エ) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

(2) 2級の検定に係る科目

ア 学科試験科目

- (ア) 警備業務に関する基本的な事項
- (イ) 法令に関すること。
- (ウ) 乗客等の接遇に関すること。
- (エ) 手荷物等検査に関すること。
- (オ) 空港に関すること。
- (カ) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験科目

- (ア) 乗客等の接遇に関すること。
- (イ) 手荷物等検査に関すること。
- (ウ) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

4 受検資格

(1) 1級の検定の受検資格 沖縄県内に住所地を有する者又は沖縄県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの

ア 検定を受けようとする警備業務の種別について、2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上であるもの

イ 公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

(2) 2級の検定の受検資格 沖縄県内に住所地を有する者又は沖縄県内の営業所に属する警備員

5 受検申請手続

(1) 受付期間 1級及び2級の検定の受付期間及び受付時間は、平成26年10月20日（月曜日）から同月24日（金曜日）までのそれぞれの日の午前9時30分から午後6時までとする。ただし、定員に達した場合は、受付期間内であっても受付を締め切ることがある。

(2) 申請に必要な書類

ア 検定申請書 1通

イ 添付書類

(7) 沖縄県内に住所地を有する者又は沖縄県内の営業所に属する警備員であることを疎明する書面

(4) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真で裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 2葉

(7) 1級の検定を受検しようとする者にあつては、4(1)のア又はイに掲げる者に該当することを疎明する書面

(3) 提出先

ア 沖縄県内に住所地を有する者 申請者の住所地を管轄する警察署又はその者が属する沖縄県内の営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課（係）

イ 沖縄県外に居住する者 申請者が属する沖縄県内の営業所を管轄する警察署の生活安全課（係）

(4) 申請の際には、(2)に掲げる申請に必要な書類を持参の上、(3)の提出先に申請者本人が提出すること。郵送による申請及び本人以外の者が行う申請は、受け付けない。

(5) 検定手数料 手数料16,000円は、沖縄県証紙により、検定申請書提出時に納付すること。なお、既納の手数料は、還付しない。

6 その他

(1) 検定当日は、午前9時30分から午前9時50分までに沖縄県警察本部8階802会議室で、検定手続を終えること。

(2) 検定当日は、受検票及び筆記用具を持参すること。なお、受検票は、受検申請受付時に申請者に交付する。

(3) 検定についての問合せ先 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課
電話番号 (098) 862-0110（内線3032—3034）又は沖縄県内の最寄りの警察署の生活安全課（係）

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 株式会社 ちとせ印刷 〒901-2131 浦添市牧港二丁目1番5号
---	--